

「保護者の皆様へご協力お願い（発熱や風邪症状がある生徒への対応について）」

警戒レベル4段階終了までの学校の対応

1. 発熱等の風邪症状で学校を休む場合や早退する場合はかかりつけ医や医療機関の受診をお願いします。
2. 受診の際には「再登校の基準」について必ず医師に確認し、その指示に従ってください。
（症状があり新型コロナの検査を受け陰性と判断された者や検査を受けなかった者であっても、症状が消失後一定期間自宅にとどまるよう医師から勧められる場合もあるため、再登校の基準については必ず医師に確認してください。）
3. 医療機関の受診ができなかった生徒の対応については

再登校に関しては解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を使用せずに、発熱や風邪症状の消失から少なくとも72時間経過していること。

とします。

4. 陰性証明、治癒証明および登校許可証については不要ですが、保護者から学校へ連絡をお願いします。